



2022年12月12日

各位

会社名 株式会社 タカヨシ
代表者名 代表取締役社長 黒田 智也
(コード番号：9259 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 飯久保 明
(TEL. 043-276-7007)

定款の一部変更及び取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び取締役候補者の選任の件を2022年12月27日開催予定の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

現時点において、当社にてバーチャルオンリー株主総会を実施する予定はございませんが、感染症や自然災害を含む大規模災害等により、通常の方法による株主総会が実施できない場合等に備え、株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えております。

なお、変更案第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日より施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ・ 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ・ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ・ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・ 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

(2) 変更内容

定款の変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会	2022年12月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年12月27日(予定)

2. 取締役候補者の選任

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任

氏名	新役職	現役職	重・新任区分
たかしな まさあき 高品 政明	代表取締役 会長	同左	重任
くろだ としや 黒田 智也	代表取締役 社長	同左	重任
おおもり ひろみ 大森 広美	取締役 開発本部長	同左	重任
なかむら ただてる 中村 忠輝	取締役 商品本部長	同左	重任
なんぶ ともこ 南部 朋子	社外取締役	同左	重任
むらかみ よしはる 村上 美晴	社外取締役	同左	重任

(2) 監査等委員である取締役の選任

氏名	新役職	現役職	重・新任区分
そねだ ひろし 曾根田 博	取締役 常勤監査等委員	同左	重任
わだ てるお 和田 照男	社外取締役 監査等委員	同左	重任
たなはし やすとも 棚橋 泰友	社外取締役 監査等委員	—	新任

(ご参考) 新任取締役候補の略歴

氏名 (生年月日)	略歴		所有する 当社株式
たなはし やすとも 棚橋 泰友 (1965年2月15日)	1988年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行	—
	2001年7月	株式会社カザール設立と同時に代表取締役社長 就任	
	2012年4月	不動産鑑定士 登録	

① 選任の理由

棚橋泰友氏は、不動産鑑定士として専門的知識及び見識を有するとともに、代表取締役として組織マネジメントの経験が豊富であります。これまで培われてきた経験や見識を活かし、経営から独立した立場で取締役会に対する監督、助言等をいただくことを期待して、監査等委員である取締役候補者といたしました。

(3) 退任予定取締役

剣持 健 任期満了による退任
 増山 壽一 任期満了による退任

以上

定款改定内容別紙（下線部は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</p> <p><u>2 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>